
特定複合観光施設区域の認定

現 状

●最近の本県における取組

- ・ 2018年10月にR F I（和歌山県 I Rに関する投資意向調査及びアイデア募集の結果を反映した「**和歌山県 I R基本構想（改訂版） ～和歌山県が目指すリゾート型 I R構想について～**」を公表併せて、I Rの正確な情報について県民の理解を得るため「統合型リゾート（I R）シンポジウム（第3回）」を開催
- ・ 2019年2月には「和歌山統合型リゾート（I R）ビジネス構築セミナー」を民間事業者主導で開催（国内外の企業約200社、300人が参加）
- ・ 2019年5月に区域整備計画の作成等に助言・意見を頂く「I R誘致に関する有識者会議」を設置

●今後の取組

- ・ 国が基本方針を公表
- ・ 国の基本方針を受け、県は実施方針を策定・公表
- ・ 実施方針に即して、民間事業者の公募を開始

課 題

特定複合観光施設区域整備法では、「認定区域整備計画の数が三を超えることとならないこと」とされており、誘致候補地からの申請が三を超えると相対的な評価により認定されることとなる

具体的な措置

「特定複合観光施設区域の整備に関する計画」の認定に際しては、法律の内容に適合する国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現する優れた区域整備計画から客観的に認定すること